

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会指定居宅介護事業運営規程

平成18年10月1日

規程第8号

(事業目的)

- 第1条 社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会が設置する南魚沼市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行なうことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 3 事業所において実施する法に基づく同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を適切かつ効果的に提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称と所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
南魚沼市社会福祉協議会訪問介護事業所	新潟県南魚沼市泉甲154番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等(指定居宅介護、指定重度訪問介護をいう。以下同じ。)の利用の申込みに係る調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 常勤換算2.5人以上

従業者は、介護職員初任者研修修了者又は、介護福祉士とし、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日、年始(1月1日から1月3日)除く毎日とする。

ただし、利用者から要請がある場合は、営業日以外でも行うことができることとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、利用者から要請がある場合は、営業時間以外でも行うことができることとする。

(3) 上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 通院等介助(身体介護を伴う場合)
- ⑥ その他日常生活を営むために必要な身体介護

(3) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除

- ④ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事
 - (4) 生活等に関する相談、助言
 - (5) 各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言
- 2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 居宅介護計画の作成
 - (2) 重度訪問介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴
 - ⑤ 通院等介助
 - ⑥ 調理
 - ⑦ 洗濯
 - ⑧ 掃除
 - ⑨ 外出時における移動中の介護
 - ⑩ その他日常生活を営むために必要な身体介護及び家事
 - (3) 生活等に関する相談、助言
- 3 事業所で行う指定同行援護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 居宅介護計画の作成
 - (2) 同行援護
 - ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援
 - ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該障害福祉サービス等に係る障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。

3 通常の事業の実施地域内の障害者自立支援介護に要した交通費は、徴収しないこととする。

4 前第1項から第2項までに掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常事業の実施する地域は南魚沼市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の従事者は、障害福祉サービス提供中に利用者の病状の急変等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(身体拘束の禁止に関する事項)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず善行の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(秘密保持等)

第12条 職員は業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た利用者及び利用者の家族の秘密の保持を行うこととする。

2 事業所の従事者が得た利用者の個人情報については、障害福祉サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 利用者及び利用者の家族の個人情報の取扱いについては、南魚沼市社会福祉協議会個人情報保護規程を遵守しなければならない。

(苦情解決)

- 第13条 提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は提供した障害福祉サービスに関し、法の定めるところのより、南魚沼市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は南魚沼市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して南魚沼市が行う調査に協力するとともに、南魚沼市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(暴力団の排除)

- 第14条 指定居宅介護事業所は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に障害福祉サービスを実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) (1)、(2)の他、他機関又は、団体等が実施する研修への参加
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則（平成18年規程第8号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会六日町訪問介護事業所支援費居宅介護事業運営規程

社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会大和訪問介護事業所支援費居宅介護事業運営規程

社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会塩沢訪問介護事業所支援費居宅介護事業運営規程は廃止する

附 則（平成22年2月規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月規程第3号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第9号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第8号）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第4号）

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第5号）

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第5号）

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第3号）

この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第6号）

この規程は令和6年4月1日から施行する。